25

令和八年十一月十三日提出
質問第二一五号

公務員の政治的行為に関する質問主意書

提出者　緒方林太郎

公務員の政治的行為に関する質問主意書

政治団体が政治資金パーティーを開催するに際し、その主たる催物を管理職の一般職国家公務員による所掌事項に関する講演とする場合、当該一般職国家公務員の行為は国家公務員法第百二条及び人事院規則一四―七に抵触する可能性があるのではないか。

なお、近年、「具体的に意味するところが必ずしも明らかでない」という答弁が広く使われているが、常識の範囲で意味を確定して答弁ありたい。

右質問する。